

滑川聖徳保育園規程

第1条 (設置の目的)

- (1) この保育園は児童福祉法第39条の規定により、日々保護者の委託を受けてその保育に欠ける乳幼児及び幼児を保育することを目的とする。
- (2) 人権を尊重し、プライバシーを保護する事を第一義として、法令を順守してまいります。また透明性を確保して、健全な経営ができるように情報の公開に努めます。
- (3) 人類の歴史の真実を柱として、「共に生き、共に育つ」真宗保育の実践を受け継ぎ、「保育所保育指針」を依拠にして目標の具現化に努め、家庭養育の補完をします。
- (4) 子どもの健康と安全と情緒の安定した生活が出来る環境を用意し、自己を主体的に発揮しながら活動できるようにする事により、健全な心身の発達を図り、豊かな人間性を持った子どもを育成します。
- (5) 時代や社会の趨勢を見極め、社会の要請に応える使命感を持ち、利用者の要望や意見、相談に際しては、解りやすい用語で説明して、公的施設としての社会的責任を保ちます。

第2条 (設置及び経営の主体)

この保育園は、前条の目的を果たすため社会福祉法人聖徳福祉会が設置したもので、その経営も亦同法人が行なう。

第3条 (入園する乳幼児の定員)

この保育園に入園する乳幼児の定員は次の通りである。

3号	0歳児	10名
	1, 2歳児	30名
	計	40名
2号	3, 4, 5歳児	60名
認可定員		100名

第4条 (入園する者の条件)

この保育園に入園するものは、乳幼児にして次の各号に該当する者及びこれに準ずる者で、市長が適当と認めた者とする。

1. 保護者が働いているため、その乳幼児が家庭で十分な養育を受けられないもの。
2. 保護者が長期の病気又は病人の看護のために、その乳幼児が家庭で十分な養育を受けられないもの。
3. その他前各号に準ずる事情のあるもの。

第5条 (入園の手続)

保護者がその保護すべき乳幼児を入園させようとするときは、入園申請書等を市長に提出しなければならない。

2. 市長は前項の願出があったときは、入園の可否を決定し、所定の通知書を以て申請者に通知する。

3. 保護者は市長から送付された「利用承諾書」をこの保育園に提示して入園の手続きを行なう。
4. この保育園は、市長より指定された入園年月日の日より委託を受けて当該乳幼児を保育する。

第6条 （定員に満たない場合の特例）

この保育園は、入園すべき乳幼児が定員に満たない場合には、定員に満つるまで自由契約児を入園させることができる。

2. 前項の場合には、保護者が委託した乳幼児に相当する保育単価と同額の保育料を負担するものとする。

第7条 （退園の手続）

保護者がその委託している乳幼児を退園させようとするときは退園届けを市長に提出しなければならない。

2. 市長は保護を受ける者が児童福祉法第24条の事由に該当しなくなったとき、その他特に必要と認めるときは委託児を退園させることができる。
3. 前第1項第2項による退園児については、その都度市長から保護者に退園許可又は命令書が交付される。
4. この保育園は、前項の市長の決定に基づき退園の手続きをおこなう。

第8条 （保育を提供する日時）

この保育園における保育時間は次の通りとする。

平日 8:00 より 19:00 まで

（延長保育時 7:00 より 19:30 まで）

土曜 8:00 より 18:00 まで

（延長保育時 7:00 より 18:00 まで）

日曜日 （第1・第3）（8:00 より 18:00 まで）

保育標準時間 11時間 保育短時間 8時間

但し、保護者が労働時間その他の条件による乳幼児の保育時間は別に打合せて実施することができる。

2. この保育園では、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く月曜日から土曜日に保育を行う。
ただし日曜日保育の申請があった場合、園がこれを認める限り第1・第3の日曜日にも保育を行う。

第9条 （提供する保育内容）

この保育園では保育所保育指針に基づき次の保育内容を提供する。

規程時間の乳幼児の保育

食事の提供

延長保育事業

一時預かり事業

日曜日保育事業

子育て支援

病後児保育

学童保育

自主的個別保育

設定保育

特別保育

真宗保育の展開

2. この保育園の日課及び年内行事は別に定める。

第10条 （保護者の費用負担）

この保育園の保育料は茨城県の定める保育単価の限度額以内で市長が定める。

2. 保育料は毎月末日までに当月分を市に納入しなければならない。

3. その他、保護者から次の費用を受領する。

- ・保護者会費 700 円
- ・給食費 3歳未満児 0 円
3歳以上児 主食費 2,200 円
副食費 4,800 円

4. 基本時間外の保育を提供した場合、次の費用を受領する。

- ・延長保育 500 円/時間 (11時間(標準時間)/8時間(短時間) を超えた分)

※延長保育申請願(園用)、証明等がある場合は費用負担はなしとする。

- ・一時保育 0～2歳児 300 円 3歳児～5歳児 250 円

- ・日曜日保育 無料(登録制) 第1・第3のみ開催
園児 無料 (冠婚葬祭、リフレッシュ等含む)

第11条 （職員の役職と定数）

この保育園の職員の役職及び定数は次の通りとする。

- | | |
|-----------|--------|
| ① 施設長(園長) | 1名 |
| ② 主任保育士 | 1名 |
| ③ 主任補佐 | 2名 |
| ④ 保育士 | 11名 |
| ⑤ 保育補助 | 2名 |
| ⑥ 調理員 | 3名 |
| ⑦ 看護師 | 0名 |
| ⑧ 栄養士 | 1名(兼務) |
| ⑨ 事務員 | 1名(兼務) |
| ⑩ 用務員 | 0名 |
| ⑪ 子育て支援員 | 2名 |
| ⑫ 学童指導員 | 3名 |
| ⑬ 嘱託医 | 1名 |
| ⑭ 嘱託歯科医 | 1名 |
| 計 | 29名 |

2. 嘱託医は別に委託する。

3. 役職仕事内容等

(1) 施設長(園長)

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、園児を全体的に把握し、職員

の働きやすい環境整備及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士

主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や保護者からの育児相談、保育士の精神的ケアに配慮し、備品管理、及び保育内容について保育士を統括する。

(3) 主任補佐

主任保育士を補佐し、業務が円滑に遂行できるようサポートし、保育現場をまとめる。

(4) 保育士

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(5) 保育補助

保育補助は、保育士の補助に努める。

(6) 調理員

調理員は、献立に基づく調理業務及び衛生管理、食育に関する活動を行う。

(7) 看護師

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(8) 栄養士

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳児食、幼児食に係る献立作成や発注業務を行うとともに、当園の衛生管理、食育、食物アレルギー対応等、給食運営全般を行う。

(9) 事務員

事務員は、法人・園の経理事務一般の処理を行う。その他業務上理事長の命ずる事項を遂行する。

(10) 用務員

用務員は、園舎内外の保安全管理を行う。その他業務上園長の命ずる事項を遂行する。

(11) 子育て支援員

親子とのふれあい遊びを提供しながら、育児相談・毎月の活動スケジュール作成・支援だより作成・開催教室の環境整備・関係機関と連携を密にし、地域子育て支援を進める。

(12) 学童指導員

安全に安心して過ごせる環境を整備し、子どもの精神面、肉体面の状態を把握しながら信頼関係を築き、日常の様子を保護者に伝える。学校や、地域関係者とも連携し、子どもが楽しく過ごせるように努める。

(13) 嘱託医

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(14) 嘱託歯科医

嘱託歯科医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、保護者への相談・指導を行う。

第12条 (備付帳簿)

この保育園に備えなければならない帳簿は別に定める。

第13条 (最低基準)

この規則にないものについては「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定めるところによる。

第14条 （緊急時における対応方法）

保育中に利用乳幼児に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等必要な措置を講じるものとする。

2. 保育の提供により事故が発生した場合は、市及び利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 事故や伝染病の発生等の事態には、携帯サイトでの情報公開を行う

第15条 （非常災害対策）

この保育園は非常災害に備え、次のものを作成し活用する。

- ・災害時緊急連絡マニュアル 1、2
 - ・災害時対応マニュアル 地震 火災 自然災害等
 - ・備蓄品リスト
2. この保育園は少なくとも毎月1回の非常災害対策訓練を行い、火災・地震・侵入者発生時の避難誘導を実施する。

第16条 （虐待の防止）

利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2. この保育園は虐待の防止のために次のものを次のものを作成し活用する。
 - ・虐待防止マニュアル
 - ・児童相談所連絡マニュアル

付則

この規則は1972年5月1日より施行する。

一部改定	1974年4月1日
一部改定	1990年9月1日
一部改定	2003年4月1日
一部改定	2012年4月1日
一部改定	2015年7月1日
一部改定	2015年12月1日
一部改定	2016年9月1日
一部改訂	2017年4月1日
一部改訂	2019年10月1日
一部改訂	2021年5月12日
一部改定	2023年4月1日
一部改正	2024年4月1日
一部改定	2025年4月1日